令和3年4月27日

神戸市老施連事務局

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種実施にかかる施設からの質問事項（回答3その②）

4月23日の「回答３」に、下記（３）の下線部の質問に対する神戸市の回答を追加しましたので、よろしくお願いします。

（1）ワクチン接種について

万が一、副作用などが出た場合は、神戸市などに報告するのか。その際の報告機関などは決まっているのか。

副反応につきましては予防接種法に基づき、医師より報告いただくことになっております。

各施設には、当日以降の経過について神戸市からお尋ねすることがあります。

（2）問い合わせ先について

① 嘱託医から接種費用として、①請求できる内容（応援の医師を動員した場合の人件費の請求など）と、②請求先を教えて欲しいとの依頼があり、嘱託医から直接問合せいただきたいので、これらの質問に回答いただける窓口の連絡先を教えて下さい。

神戸市ホームページの「新型コロナワクチンの接種を行う医療機関になるには」の中の動画、資料「新型コロナワクチン高齢者向け優先接種の実施について」をご覧いただくか、手引きの35ページ並びに69ページをご覧ください。

ワクチン接種にかかる請求全般の問い合わせ先は、「新型コロナワクチン接種事務センター（078-945-8360　　9:00～18:00（土日祝除く）」になりますのでこちらにお問い合わせください。

② 嘱託医より、「ワクチン取り寄せについての質問などができる連絡先を教えてほしい」と

聞かれた。どちらに問い合わせたらよいか。

　　新型コロナワクチン集中調整センター（０５０－５５２６－１３０４）へお問い合わせください。

本連絡先については、一般向けには公開していませんので取り扱いにご注意ください。

　※ 老施連コメント：上記「集中調整センター」の対応時間は、9:00～18:00（日除く）です。

（3）接種医について

追加　４月７日締め切りの神戸市ポータルサイトや「V-SYS」に登録していない診療所は、

どうしたらよいか。

当該診療所の母体の医療機関の有無によって、今後の手続き等が変わる。

・母体医療機関がある場合

母体となる医療機関がワクチン接種医療機関として、厚生労働省の「V-SYS」及び「神戸市ポータルサイト」への登録ができている場合は、 届け出は必要ない。ワクチンの配送は母体医療機関へ届けることになる。

・母体医療機関がない場合  
当該診療所として、ワクチン接種医療機関として厚生労働省の「V-SYS」及び「神戸市ポータルサイト」への登録が必要である。  
登録が済んでいない場合は、「V-SYS」で登録（委任先は医師会に所属していれば、医師会、所属していなければ神戸市）し、委任状を出力して、委任先へ送付する。 「V-SYS」登録後に、「神戸市ポータルサイト」への登録となる。

　※ 老施連コメント： 「V-SYS」 ＝ワクチン接種円滑化システム。詳細は、神戸市ホームページの「新型コロナワクチンの接種を行う医療機関になるには」を参照してください。